

令和 年 月 日

保 護 者 様

富岡市立高田小学校
校 長 小黒 あけみ

出席停止について

あなたのお子さまは、出席停止となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「学校で予防すべき感染症」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、治癒証明書が必要（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く）となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5N1）および（H7N9）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 <small>医師が感染のおそれがないと認めたときにはこのかぎりではない。</small>
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。

※ 出席停止期間を経て登校する際、保護者が記入した「療養報告書」を学校まで提出してください。

----- き り と り せ ん -----

治癒証明書

学校名（富岡市立高田小学校）（年組 氏名）

病名（）

月 日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれがなくなった
ので 月 日より出席してよいと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印